

大阪IRにおける「送客機能施設」「広域観光連携」の検討について

資料5

- ・IR実施法案では、IRの中核施設として「送客機能施設」の設置を規定
- ・大阪IR基本構想(案)・中間骨子でも、“ひろがり・つながりを生み出すIR”という方向性のもと、「広域観光連携」の必要性について明記

「送客機能施設」「広域観光連携」の検討に向けたキーワード

- 各地の観光資源の魅力を実感できるショーケース機能
 - 例) ・各地の企画展示や各種イベント(スポーツ、食など)
 - ・最新技術の活用(VRなど)
 - ・伝統、文化、芸術等の一次体験
- 様々なターゲットに対応可能なコンシェルジュ機能
 - 例) ・プレミアム感
 - ・IoTを活用した最新サービス
- 各地域の観光資源との連携
 - 例) ・観光素材の発掘・磨き上げ
 - ・テーマツーリズム
 - ・周辺自治体との事業連携

<参考:送客機能施設>(IR実施法案 第2条第1項第4号)

我が国における各地域の観光の魅力に関する情報を適切に提供し、併せて各地域への観光旅行に必要な運送、宿泊その他のサービスの手配を一元的に行うことにより、国内における観光旅行の促進に資する施設であって、政令で定める基準に適合するもの